

議案第 75 号

市川市敬老祝金支給条例の一部改正について

市川市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 2 月 14 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

市川市敬老祝金支給条例（平成 9 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び 2 項を加える。

（平成 23 年において 77 歳になる者に対する敬老祝金の支給方法の特例）

- 2 平成 23 年において 77 歳になる者に対する敬老祝金の支給は、10,000 円に相当する商品券を交付することにより行うものとする。
- 3 前項の規定は、商品券の有効期限の 1 月前の日の翌日から支給する敬老祝金については、適用しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（検討）

- 2 市は、改正後の市川市敬老祝金支給条例附則第 2 項に定める特例措置のほか、高齢者を取り巻く社会情勢の変化、敬老祝金の支給に対する市民の意向等を勘案し、この条例の施行後 1 年以内を目途として、敬老祝金の支給対象

者の範囲、支給方法、額等の見直しを検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

敬老祝金に関する見直しの方向性を踏まえるとともに、購買意欲を促進し地域経済の活性化を図るため、77歳になる者については平成23年限りの特例措置として敬老祝金を商品券により支給する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。